

船員災害防止活動の促進に関する法律

1 . 案内情報

手続名	:	船員災害防止規定変更の認可
手続根拠	:	船員災害防止活動の促進に関する法律第 2 7 条第 1 項後段
手続対象者	:	船員災害防止協会
提出時期	:	なし
提出方法	:	同法第 2 6 条に掲げる事項について変更したことを記載した申請書（様式はない）を国土交通大臣へ提出する。
手数料	:	なし
添付書類・部数	:	同法施行規則第 1 5 条に掲げる事項を記載した書面・ 1 部
申請書様式	:	なし
記載要領・記載例	:	なし

2 . 窓口情報

提出先	:	国土交通省海事局船員部
受付時間	:	提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口	:	上記提出先

3 . 手続情報

審査基準	:	—
標準処理期間	:	—
不服申立方法	:	行政不服審査法